

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
中里建設株式会社	栃木県佐野市栃本町1051	

2. 指名停止措置期間 令和4年4月28日～令和4年5月27日（1箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

中里建設株式会社は、令和2年8月26日、栃木県佐野市発注の災害廃棄物仮置き場の復旧工事において、作業員が死亡する事故を発生させた。この件について、同社及び同社従業員は、令和3年7月8日、労働安全衛生法違反により足利簡易裁判所から、それぞれ罰金20万円に処する旨の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第9号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先
笠間市役所総務部財政課契約検査室
笠間市中央3-2-1
電話 0296-77-1101(内線219, 220)